

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次	ページ
1 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部改正について……………	3

こども部
福祉部
令和5年2月

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正予定の条例名

- (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、下記の関係法令が今後改正される見込みであることから、本市の条例について関係条文の整理をする必要があるため。

3 改正の内容

令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されることに伴い、関係法律の整備が行われ、下記の関係法令の規定を引用している本市の条例について、関係条文の整理を行うもの。

4 施行期日

令和5年4月1日

5 関係法令

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
- (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- (4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準